

第2回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会 会議録

日 時 令和6年6月19日(水) 午後6時30分～午後7時55分  
場 所 小金井市役所第二庁舎8階 801会議室  
出席委員 4人  
 部会長 水津 由紀 部会長  
 委 員 喜多 明人 委員 小峰 優子 委員 亀山 久美子 委員  
欠席委員 0人

---

事 務 局 児童青少年課長 平岡 美佐  
 児童青少年係長 鈴木 拓也  
 児童青少年課主査 永井 桂

---

傍 聴 者 6人

## 1 開会

平岡課長

本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。令和6年度第2回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会を始めさせていただきます。

今日は3点資料がございまして、1点目が子どもオンブズパーソンの参考指標について（案）、2点目が子どもの意見表明に係る取組について、3点目が参考資料、意見提案シートを配付させていただいております。

また、本日も会議録作成のために会議内容を録音させていただいておりますので、発言の際には、お名前をおっしゃっていただいてから御発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、議題に入りたいと思いますので、ここからは部会長に進行をお願いいたします。

## 2 議題

水津部会長

皆様、こんばんは。部会長の水津です。

ただいまから第2回子ども・子育て会議子どもの権利部会を開催いたします。

初めに、事務局から本日の流れについて御説明をお願いいたします。

鈴木係長

児童青少年課の鈴木です。本日の議題は、次第にあるとおり、2件となります。1つ目が子どもオンブズパーソンに係る成果指標についてということで、こちら事務局のほうから御説明をさせていただいた後、委員の皆様で御意見を頂戴したいと思っております。議題の2つ目が小金井市における子どもの意見表明について現状と課題を事務局のほうから御説明させていただき、こちらについても委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

本日は以上の流れで進めさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

水津部会長

ありがとうございました。それでは、本日の議題に入っていきたいと思ひます。議題1の子どもオンブズパーソンに係る成果指標についてを議題といたします。初めに、事務局から説明をお願いいたします。

永井主査

それでは、資料1について御説明をさせていただきます。

子どもオンブズパーソンの成果指標、参考指標についてですが、前回までの会議の中で、子どもオンブズパーソン設置後の参考指標の設定が終わっていないため、本部会の中で検討・審議するという事を御説明させていただいたかと思ひます。

また、前回の会議の中では、喜多先生や半田先生より、この子どもの権利の保障の評価というものは数値で評価するのはちょっと難しいという御意見もいただいております。例えば相談件数などは、指標として分かりやすいかと思うんですけども、子どもの権利保障という観点からすると、なかなか難しいのではないかと思います。

そこで、資料にあるとおり、「子どもオンブズパーソン」の認知度を向上するという事を参考指標の案として今回、御提出させていただいております。

まず、子どもオンブズパーソンの主な活動ですけれども、皆さんも御存じだと思いますが、次の3つとなっております。相談に対する助言・支援、申立て等に基づく救済活動、そして子どもの権利の普及啓発。

この3つ目の「子どもの権利の普及啓発」については、子どもオンブズパーソン設置後、様々な取組をさせていただいているところでして、例えば市内にある全ての小中高校、あとは特別支援学校などに、機関紙や啓発カードなどを毎学期ごとに配布させていただいていますし、また小学校での権利授業なども、普及啓発活動の一環として捉えております。その活動のかいもあって、先日行われたキッズカーニバルに、子どもオンブズパーソンとしてブースを出展させていただいたんですけれども、ブースに来た小学生以上の子どもたちと、その保護者からは、おおむね「オンブズのことを知っている」とか、「オンブズのマークを知っている」とかという回答を得ることができ、一定の普及啓発の効果を実感しているところです。

その一方で、次期のびゆく子どもプランのニーズ調査の結果において、「子どもオンブズパーソン」について「内容もよく知っている」「知っている」と答えた人たちの割合は、例えば就学前の児童の保護者ですと13.4%、小学校児童の保護者は、もう少し割合が増えまして25.8%、中学校・高校年代の保護者におきましては22.7%という数値になっており、認知度というところで課題があるのではないかということがうかがえます。

この「子どもオンブズパーソン」の認知度をさらに高めることによって、結果的に相談室に来やすい、相談につながるということにもなっていくと思いますので、今回、参考指標の案として出させていただきました。

以上です。

水津部会長

ありがとうございました。今の御説明について、御意見、御質問などがあれば承りたい、ここで議論させていただければと思いますけれども、いかがでしょう。

亀山委員

すみません。亀山ですけれども、のびゆくプランのアンケートで見たら、やはり知っているという方が少なかったんですね。大人が知らないんですよ、案外。私もそうでしたけれど。保護者とか、小金井に住んでいる大人たちが、このオンブズパーソンという言葉と内容と、子どもの権利という事柄をあまり知らない。それだけ、もう平和で、のどかな小金井だということはとてもいいんですけれども、その中で埋もれて苦しんでいる人たちがいるわけだから、もっと大人にも、PTAとか、それこそ高齢者の方の集まりですとか、おじいちゃん、おばあちゃんも関わりますので、大人にももっと知ってもらうためのことをやりながら、同時に子どもにも今と同じようなアプローチをしていくという両輪が必要なのかなというのは思いました。

権利と言われると、ちょっと臆して、どういうことなんだろうって難しくすごく考えてしまうので、その辺をもう少し柔らかく。資料はとても分かりやすく、読んでいくと分かるんですけど、文字が羅列してあるので、なかなかちょっと入ってきにくいのかなという思いもあるので、そんなふうに両輪で考えていくのもいいのかなと思いました。

水津部会長

ありがとうございます。それはかねてからずっと私も言っていることの一つで、

学校を窓口になると、どうしても学校に子どもがいたり学校に関係のある保護者が対象になってしまうので、まちの中全体として、この小金井市の子どもの権利に関する条例というものが広く理解してもらえそうな仕組みというか、取組というのが必要なのかなと考えますね。

いかがでしょう。ほかに何かありますか。どうぞ。

小峰委員

私も大人と子どもを両方というふうには本当に大賛成なんですけど、今、学校自体、PTAがもうなくなってくるような状態で、なかなか保護者と話し合う機会とか、地域とのつながりも自分たちが好きなものだけ参加するという形に、今の世代の方が変わってきているので、この間みたいなキッズカーニバルとか、楽しいイベントで、逆に映像で見せるとかというふうには、ちょっと趣向を変えながら見せると、ひょっとしたら、学校窓口ではなく、できるんじゃないかなと思います。

喜多委員

前回、半田さんから成果指標の問題について情報提供があって、これを受けて、今回も事務局はオンブズパーソンの成果指標を念頭に今日の提案ができたと思うんですけども、その成果指標の中身としては、やはり広報的な普及啓発、特に子どもだけでなく保護者や市民への広報、普及啓発という点での評価指標をつくるということはいんじゃないかと。それは私も賛成なんですけれども、問題は、その成果指標というのは、諮問のあった子どもオンブズパーソンのモニタリングの在り方のどこに位置するかというのが見えていないんですよ。

要するに、子どもオンブズパーソンのモニタリングというのは非常に新しいテーマで、正直言って、小金井市が先進的な事例になるんです。前回お話ししたように、川西市のような古参の団体、もう20年以上やっているようなところで、ようやく気がつくんですよ、モニタリングが必要だということが。だから、川西市が一番最初にやった、あそこですら今、どうやってモニタリングをするかということを変更して検討し始めているんですよ。

ですから、今回、小金井が具体的な方向性を出すと、それが先例になって、全国化していく可能性もあるので、非常に慎重にやっていく必要があると思うんです。

川西市は何で、20年ほったらかしだったかということ、やっぱりオンブズというのは独立性が尊重されている。非常に専門性が高くて独立性が維持されなきゃいけないと。

これ、僕らの感覚でいうと、子どもの問題に関する様々なトラブルを裁判で解決するというのは、やっぱりよくないと。被害者救済の損害賠償なんかは別としてですよ。そういう経済的要求は別として、一般的に子どもをめぐるトラブルを裁判でやるというのは子どもにとってすごく、最善の利益から見ると非常に好ましくない。じゃあ、当事者で解決しない問題を裁判じゃない方法で解決するにはどうしたらいいかというのが、編み出されたのがオンブズなんです。これは非司法的な第三者と言うんですけど、当事者では解決しないから第三者。でも、裁判所という第三者をくぐると、もう敵味方になって、人間関係ごちゃごちゃになっちゃうんですよ。これは子どもにとって、とても最善の利益とは言えないので。だから非司法、裁判によらないで、第三者が入ってトラブルを調整できるような解決の仕方はないかということでオンブズが出てきている。このオンブズも当然、裁判所ではないけれど

も、独立性がないと、その第三者性というのは担保できないので、そういう独立性や専門性がオンブズの基本だったから、そこにまたモニタリングで評価を外部的に、第三者的に改めてまた評価や検証するというのはちょっと。オンブズそのものが第三者機関として意見提言して評価するという施策評価をしている、オンブズの評価なので、難しいわけですね。

ですから、やはり基本オンブズは、そういう独立性を担保するために、そのモニタリングは基本的に自己評価でいいと思うんです。だから、オンブズは、オンブズとして自己評価で、しかし、その自己評価だけだと、川西市でトラブったように、オンブズそのものの子どもの最善利益をちゃんと保障していないんじゃないかという、オンブズに非常に批判が集まるような事態になっちゃったものですから、それを避けるためには、もちろん自己評価、大事だけれども、その自己評価を前提としてモニタリングできるような仕組みをつくるしかない。

設置条例をつくるときに、ここはさんざん議論して、その自己評価に当たる部分は年次報告書だと。実は今日の事務局案でいうと、その他になっているんですが、実はその他じゃなくて、これが一番大事なんですね。ここが一番基本でして、オンブズが自己評価をする報告書である毎年度活動報告書、これを市民に公表するというのが設置条例にあります。市長だけでなく市民に公表するって書いてあるんです。この市民に公表することによって、この活動報告書の報告会を市民にオープンにしながら、市民の評価・検証を受けると、そういう枠組みを設置条例でつくったので。ですから、3番目のこの活動報告書を作成して市民に周知する、そして、これが評価・検証の一つ、オンブズのモニタリングとしては一番まともな方法なのかなという話をしてきたんですね。

ただ、それだけではやはり子ども・子育て会議として、オンブズのモニタリングの役割を担うという立場からいうと、もう少し独自に子ども・子育て会議のほうで評価指標をつくらうということに改めてつくったのが、この参考指標なんですね。

ですから、その参考指標の中には、この認知度を中心とした、普及啓発を中心とした数値目標での評価を中心に当面考えるという案でいいのではないかと。そういう何か流れの中で、オンブズのモニタリングの在り方に関する諮問に応えるというか、そういう応え方になるのかなと思うんですね。

亀山委員  
喜多委員

川西市で起きた問題というのは、こういった問題が浮上したのでしょうか。

簡単に言いますと、学級崩壊かな、学校崩壊しちゃったところがあって、それを解決していく方向として、オンブズは教育委員会に指導させて、その学校崩壊、学級崩壊を解決させるような指導をしちゃったんですね。それはやっぱり、でも学校現場のほうでの内部的な努力をもっと認めるべきだったんじゃないかということと、それから一番、当時の川西のオンブズの問題点は、子どもから声を聞いていないんです。子どもの声を聞いていないというのは致命的な問題があって、学級崩壊したクラスを何とかしなきゃいけないということで、教育委員会が直接入って解決させようとしちゃったんですね。でも、それはやっぱり子どもたちの意向も踏まえながら、しかも学校内部で解決していくほうが本来の姿じゃないかというところで、そのオンブズのやり方に非常に批判が集まったんですね。

そんなこと、めったになかったんです。今までオンブズがそんな対応するということは川西市でもなかったんですけれども、20年以上たつと、やっぱりだんだん人というのは入れ替わっていきますから、そういう方々が中心になってしまったと。

でも、川西市は今、かつてオンブズをつくっていた人たちのメンバーの何人かがオンブズに戻って、川西市はオンブズが再建していますので。川西市自体は大分、やっぱり人の問題が大きいです。誰がオンブズになるかというのはすごく大きくて、それを間違えちゃうと、制度はすごく子どもの最善の利益を前提として、制度論は組み立てていても、それを支えている人がね、やっぱり20年もたつと枯渇しちゃうというか。

東京も小金井は今、幸い、いいオンブズさんに恵まれているんですけど、今年は杉並区ができますし、あと荒川区もつくるかな。だから、幾つかのオンブズがどんどん、東京都はもう立ち上がってきますと、だんだんやっぱり人。1期目はいいんですよね。2期目、3期目、だんだん人が入れ替わっていくときに、そういう方々がだんだんいなくなるということが心配されるんですね。

亀山委員

その問題が起きたときに解決してくださる方の考えが、教育委員会を引き入れて学校の問題を解決したというところに問題が発生したということなんですか。オンブズの方は中立だから、子どもの意見、学校の意見を聞きながら調整していくというふうなシステムなんですよ。

オンブズパーソンという形は、要するに、問題が起きたときに相談が来たら、その事柄を両者、その問題が起きているところの子どもとか、学校とか、市の教育委員会とかというところを全部意見を聞いて、それを解決していくという、そういった組織ですよ。

喜多委員

少なくとも調整活動というのが重要で、言わばオンブズワーク、ソーシャルワーク的な調整活動で、子どもと教師との関係がおかしくなっていると、それに第三者的に調整に入ったりするわけですよ。

亀山委員

そうですね。私自身が小金井でも、やっぱり中学校で、学校で問題が勃発して子どもが、立て籠もりまでいきませんが、先生と対決して。そのときは学校内で解決して、それを子どもたちが何か頑張って、その担任の先生があまりにひどいからというので解決していったということがあったんですけど、そのとき、このシステムはなかったんですけども、そういった問題が、こういったオンブズパーソンのところに届くんだ、川西市はと思って、ちょっと驚いたんですけど。

喜多委員

ですから、本来は、特に子どもからそういう問題の相談があるのを想定しているわけですけども、実際には、その子どもの親であったり、教師であったりという形での相談は結構あるんですね。でも、本来は子どもが相談来れば、特に今言ったような、いろんなトラブルに対して、要するに当事者では解決できない状況にあったときには、やっぱり第三者が入って調整活動していくというパターンだと思うんですね。それでも解決しなかったら人権救済の申立てをするということになると思いますね。

亀山委員

今は何だか学校を飛び越えて教育委員会に直接行かれる方が多いんですね。

喜多委員

だから、ちょっとそれはおかしいやり方だったんですよ、もともと。だから、み

んな怒っちゃったから。周りの人が、何てことしてくれたんだって話になって。でも本当に川西市の中で起きているトラブルだったので、私たちは後からね。いや、オンブズも絶対ではないと。オンブズはみんな100%正しくて。でも、オンブズ自体もやっぱり評価・検証の対象になるということを気づかさせてくれたのが川西市のその事件だったんですね。

亀山委員

すみません。亀山ですけど。その事件が起きたことは大変残念ですけども、そういうふうになったことを、オンブズパーソンのところに行くということが根づいていたということが、何かすごいことですよ。

だから、小金井の今、認知度をとにかく広げなきゃというところで足踏みしているんですよ。

喜多委員

そのとおりですね。

亀山委員

それが声が届くようになるという、その画期的なことですよ。そういうふうになるといいですよ。

喜多委員

本当にこじれちゃうと裁判になっちゃうんですよ。そうすると、もう本当に、にっちもさっちもいなくなっちゃうんです。

僕らそういう被害者救済みたいなことやってきましたけれど、でも、やっぱり裁判まで行かないで済むなら、当事者間で何とか解決できるように、第三者的なソーシャルワーカー。これ今、コミュニティソーシャルワーカーとか、調整活動やる人がたくさんいますよね。だから、学校もソーシャルワーカーも置いて調整活動やり始めているわけですけども、オンブズもそういう、特に事件性のある問題に対してソーシャルワーク的な、これオンブズワークと言いますけれども、調整活動が非常に重要な役割を果たしていますね。

亀山委員

今のシステムでは、学校とか、いろいろなところのソーシャルの方が、このオンブズパーソンのところに上げてきてくださるんですよ。こんなことがありましたよということをお知らせいただいて、それを、こちら資料として今の状況を知るような形になっているんでしょうか。

喜多委員

それが年次報告書なんです。

水津部会長

今の小金井のオンブズ条例を昨年立てたときに、やはり子どもが中心となって、その子がどう解決できるかということを中心になるような条例をつくっているのです、小金井市としてもね。ただ、何か相談があったときに、その子のために解決できるようなことを調整するのが、今、先生がおっしゃっている調整機関ということになって、その調整には、いろんな形で協力せねばならないというようなことが細かく決まっています。そのことのルールはあるけれども、それがきちんと遂行されたかどうかということが、その評価のところにつながる問題だと思うんです。

ですので、あくまでも最初から言っているように、相談件数が幾つかあったとか、伸びたとかということが評価基準には全くならないというふうなのは皆さんの見解が一致しているところだと思いますよね。

喜多委員

前回のお話は、そうですね。

水津部会長

その評価するべきところがあるとするならば、その相談において、どういう経過で解決ができたのかとか、どういうところに課題があるのかということをやっと

そのオンブズパーソンなり、その機関がきちんと自己評価をしたものを市民なり市長に公表したところで、それをどう評価するかということが大事ということが一つ大きいので、それがその他ではなくて、もっと、喜多先生の御意見としては、そこが重要なんじゃないかということですよ。

そのオンブズにおけるモニタリングというものは、喜多先生、どのように表現したらよろしいでしょうかね。

喜多委員

ですから、基本は自己評価でいいと思います、オンブズの。それでずっと来ていたんだけど、でも、やっぱり完全じゃないということで、そのモニタリングを補完していく役割として、一つは、この設置条例にあるように、市民の目が行き届くように、つまり自己評価を含んだ報告書、年次報告書の報告会を恐らく年度末、2月、3月ぐらいに市民の報告会をやって、そこでオンブズから報告してもらって、市民が、その1年間の活動の中身について、いろいろ評価していくと。

できれば子ども・子育て会議も、そういう市民の報告会で、そういう直接オンブズが関わるよりも、第三者的な子ども・子育て会議の側から、その報告会を運営するということもあり得ると思うんですね。直接オンブズとやっちゃうと、もう市民の集会という形、市民の評価に直接なるので、子ども・子育て会議がそこに絡むという方法はあるかと思います。

水津部会長

いわゆるその年次報告評価に対して、どこが、どの機関で評価をするのかということが、もう少しきちんとされたほうがいいということと。

喜多委員

そうですね。

水津部会長

あと、ここで言うモニタリングと、皆さん最初のところに、この1のところにあるのは多分、オンブズそのものの広報活動だと思うんですよ。それも、その率も上げていくことも必要だと思うので、その年次評価に対する評価を、実際のオンブズ活動に対する評価と、あと市民に対して、オンブズパーソンを含めた、オンブズ制度を含めた、子どもの権利に関する広報活動というものが、それはオンブズパーソンだけでやるものでもちろんないと思うんですけども、その部分の広報が、どうできたかみたいなことが、ここに言うところの評価の基準になるんじゃないかなとは思うんですけどもね。

喜多委員

小金井のオンブズの条例の一つの特徴は、子どもの権利文化の醸成だったかな。つまり、自分が権利侵害を受けたときに、子どもが助けを求められるような環境をつくるためには、やっぱり子どもの権利に関する文化が醸成されていると。

これ最初言い出したのは名古屋市なんだけど、これは半田さんは名古屋もやっていたものですから、小金井でもやるということで、子どもの権利文化を醸成していくことで、子どもたちが自分の権利が傷ついたときに、それを助けを求めていいんだと、自分が悪いんじゃないんだと、そういう文化を醸成していくこともオンブズの役割だというふうに条例にはなっているので。

ですから、普及啓発というのは、オンブズの普及啓発もあるけども、オンブズパーソンがやっている権利学習、権利に関する様々な普及活動をやっているオンブズも、その活動のチェックもするということになるかなと思いますね。

小峰委員

その広報の図のところ、大人何%、子ども何%、市民という感じで出たんです



けど、実は私が小金井市のいじめ防止対策委員になっていまして、そちらのほうでやっぱりいろいろ話に出て、オンブズの方とかそういう方を、こういういじめ対策のところに入って、ちゃんと話を聞くというほうがいいんじゃないかという形で、この間、話が出たぐらいなんです。

ただ、そういう多分、会議がたくさんあると思うんですけど、独立性があるので、どこまで出ていくかというところもあるんですけど、オンブズの方が委員になって、みんなの、逆にその現場の人たちの普及活動というのも考えるというのも一つなのかなというふうに、今お話を聞いていて思いました。

水津部会長

考え方としてはありだと思んですけど、いわゆるその独立性といったところで、どこかの委員になるというのは非常に難しいかなとは思うので、そういう連携をどう取れるかということだとは思いますが。

あと、人数にも限りがありますので、全ては難しいんですよ。なので、例えばオンブズが、その年次報告の中の会の中に、そういう識者の方にはぜひ参加していただいて交流をすとかという、逆の考え方も必要かなと思います。普通の業務もあ

る中ですので。何十人もいるわけじゃないんですよ。専門調査員のほうがかなり動けるけれど、オンブズそのものは、弁護士さんであったり、大学教授であったり、日常的な仕事を持ちながら、いわゆる非常勤職員として、小金井に月2回かな、二、三回来ていただくわけだから、その範囲のこと

喜多委員

でしか、ちょっとね。日常的な活動の中にどこまで入るか、それはもちろんオンブズさんの判断だと思いますね。

水津部会長

あと、調査員に関してもやっぱり独立性ですので、どこかの委員になって、その中で親睦をと

亀山委員

いうわけには、ちょっと逆にいかないのかなというところはあるかなと思いますけど。

今おっしゃったけれど、オンブズの方が行かなくても、そこの会議のところ

にオンブズパーソンを知ってもらうという形を取っていくということが大事なのかなと思うんですね。

保健所だったか、自殺に関する講座があったんですけども、そのときも、オンブズパーソン

のことは一行も書いていないんですね。だから、そういった命のこととか、権利のこととか、そういうものを、何か講座を開かれるときには、このオンブズパーソン

喜多委員

の事柄を入れておいていただければなって、とても思いましたね。

亀山委員

だから、この小金井市のいろんな子どもに関するところ、大人に関するところ、全て網羅しているところに、オンブズパーソンという言葉が出てきていないので、そこにもちょっとあってもいいのかなって。

水津部会長

さっきのいじめの防止のところもそうですけど、そういうことで、連携じゃない

学校を介すことになるので、それ以外の場所での普及というものをどう考えるかということですよ。

亀山委員

そうですね。だから、子どもは何かあったときに、誰かに物を言うのは親ですからね。親がそういうことを知らなかったら、じゃ、ここを訪ねてみようか、学校に行ってみようか、先生のことと、子どものお友達に何かあるから、じゃ、ちょっと相談だけオンブズパーソンのところに行ってみようかって親が言えるような状態であるかどうかというのが大事ですよ。

例えば介護でも、最初は全部、誰にも言わないで家で看病したりとかしていましたが、今ではもういろんなところに包括センターがあって、それになるまでは紆余曲折があって、そこを知っているか知らないかで、もう随分違ってきますから、何かあったときに、ここにあるんだということを知っておく。それを理解しているのは、やっぱり大人も理解していないと、子どもが幾ら言っても、その親に理解がなかったら、訪ねていくところは、やっぱり学校の先生になったりとかしてしまうので。

私自身の経験でも、学校の先生に言ったら、言われた言葉が、いじめる子たちのことも考えてやってくださいって。いじめられている子のことはあまり考えていない、そういうふうな判断もあるんだなという思いもしたことあるんですけど。

だから、やはり大人がそういったことを知っている。だから、子どもが困ったときには、ここにも行くところがあるんだよということ、そのオンブズパーソンのところに訪ねていけるような、そんなシステムになるといいなって思いました。

水津部会長

ありがとうございます。どうしても普及だということになると思うんですけども、いろんな普及の方法を、いろんな角度で検討しながら普及率を上げていくということなのかな。認知率を上げていくということにつながるかなと思うので。

亀山委員

相談がないことはいいことなんですけど、やっぱり相談に来れるという。それは評価をするわけじゃなくて、訪ねていけるというところまでいけたらいいですよ。相談がないことはとてもいいことなんですけども、何げなく行って話せる。

水津部会長

もちろん相談があるべきだと思うんだけど、その件数の多いとか少ないとかはあまり関係ないですよということなので。どうしても子ども・子育てプランの中の評価の中に、オンブズのことだけじゃなくて、その数値評価というのにそぐわないものが今までもたくさんありましたので、その辺のところは子育て会議、本体会議でも議論はできるかなと思うんですけど。

亀山委員

評価と関係なく、敷居が低くて、何げなく行けるような、そんな環境になっていくといいなという。

水津部会長

そうなんです。行政評価基準というものがどうしても、そぐうものとそぐわないものがあるので、そこはやっぱり。大分プランの評価も、毎回変えてはきているんですけど、まだもう一歩というところもあるので、次は次期策定に向けて、その評価基準に関しても、皆さんで本体会議で議論できればと思います。

以上で何かまとまりますか。

鈴木係長

本日議論していただいた内容を基に、成果指標の件について、来週行われる子ども・子育て会議の本体会議に、事務局から報告をさせていただきたいと思います。

内容としては、のびゆく子どもプランにおける成果指標についてと、あとはオンブズの活動自体のモニタリングの指標を今後どうしていくかというところについての2点、議論された内容を本体会議に報告をしたいと思います。

そこで本体会議の委員さんにも御意見いただいて、また第3回のこの権利部会において、最終的な結論に持っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

水津部会長

ありがとうございました。また何かありましたら、本体会議のほうでも御議論いただければと思います。

それでは、次の議題の小金井市における子どもの意見表明に係る取組についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

鈴木係長

それでは、議題2、小金井市における子どもの意見表明に係る取組について、事務局より説明させていただきます。

本部会で子どもの意見表明権を確保するための仕組みづくりを検討していくに当たり、本日は小金井市における現状と課題を御説明させていただき、委員の皆様から御意見等をお伺いできればと考えております。

配付資料の2を御覧ください。現状の取組の例について、表に記載をしています。

このうち、現状の主な取組の上の2つ、児童館における意見箱の設置とじどうかんフェスティバルの開催については、こども基本法が施行される前から小金井市で行っている取組で、子どもの権利に関する条例に基づき実施している取組となっております。

その下、各種計画策定時や事業実施時における子どもの意見聴取と「小金井を変えちゃう人の会」の2つについては、こども基本法が施行されたことに伴い、子どもの意見を聞く機会を確保するため、充実または新たに実施をした事業となっております。

そのうち、各種計画策定時や事業実施時における子どもの意見聴取については、令和5年度に、みんなの公園会議という名称でインクルーシブ公園の整備に当たって子どもの意見を聞いたり、現在策定作業を進めている、のびゆく子どもプランに関しまして、先日開催されたキッズカーニバルでアンケートやヒアリングを実施したり、この後、15歳から29歳を対象としたワークショップの開催を予定しているなど、新たな取組も少しずつですが始まっています。

また、一番下の「小金井を変えちゃう人の会」については、子どもの意見聴取に係る必要な取組などを検証するために、市内在住・在学の中学生がコーディネーターやファシリテーターの支援を受けて議論しながら、市への意見をまとめ、発表するという取組を、昨年度新たに始めたところです。

次に、2の課題についてです。

課題の1つ目は、意見を言いやすい環境の確保です。これは直接意見を言いづらい子どもも一定数いることから、様々な方法で意見を聞く仕組みを整えておかねばいけないということになります。

2つ目が、意見を表明できる機会の充実と意見が実現する体験の確保になります。こちらは、子どもの意見を聞く機会を増やすことはもちろん重要ですが、ただ聞い

て終わりではなく、意見として言ったことが実現するということを体験することで、自分が認められたとか、自己肯定感が向上するというところにつながることから、そのような仕組みや環境を確保する必要があります。

3つ目が、大人を含めた子どもの権利の理解促進です。これは子どもの意見を聞く機会や表明する機会を増やすとともに、大人がその意見の扱い方や意見表明権について理解をしていないと意味がないものになってしまうことが危惧されます。そのため、大人の理解促進も重要な取組の一つということが挙げられます。

以上が現状と課題となりますが、本日、参考資料として、ほかの自治体等の事例に関する資料も配付をさせていただいております。

これら現状や課題、他自治体の事例などを踏まえて、のびゆく子どもプランの改定に当たり、今後、子どもの意見表明権を確保していくためにどのようなことが必要か、皆さんの御意見をいただければと思います。

事務局からは以上です。

水津部会長 ありがとうございます。議論をいたしますが、今日の議論としては、様々な意見を交換するというところでよろしいですか。

鈴木係長 はい。

水津部会長 では、このことに関して、皆さんなりに思われる子どもの意見表明なり、参画というところに関しての御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。疑問とか、これ何みたいなのでも大丈夫ですよ。

小峰委員 意見表明というのを、喜多先生が前回おっしゃられていたので、ネットで調べてみたら、学校の、いわゆる校則とか、そういうのを子どもたちが決めるというのが書いてあって。でも、よくよく考えて、小金井市がそういうことを子どもたちにやっていいよとも言わないし。だから、やっぱりそういう、子どもたちに意見表明をさせるような、それはこんなことがあるよみたいなものを出して、何か促してみる。だから、やってみてもいいんだよという声かけをするというのはありなのかと思いました。何を意見表明していいか分からないというか、でも、これもやっていいんだけど、それって、そうか、意見表明なのかみたいなの、ちょっとネットを見て、そんなふうに思いました。

喜多委員 こども基本法が2022年の6月に制定されて、それで意見表明やらなきゃ、みんな大騒ぎだったんですよ。そこに、特に3条に書かれている、こども基本法が求めている子どもの意見表明というのは大きく2種類あるんです。

1つは、その子どもにとって直接生活に関わる問題に対して子どもが意見を表明できるという部分、日常的な自分の生活に関わった意見表明ですね。もう一つは、多様な社会に参画する社会参画という意味での意見表明。子どもが市民として社会で意見表明して参加していくというような意味合いと。ですから、自分自身の問題に対して意見表明したいのと、社会に対しても子どもは意見表明していくという、大きくその2つの流れがあると。

今日のこの議題の設定の中で、意見表明に関わる取組って書いてあるんですね。この取組というのは、どちらかというと前者、子どもの直接関わる日常的な生活の場面で子どもが意見表明できるように、いろんなイベントをやったり、自分の意見

が持てるようにというような形でやっていく取組というのはいいんですね。ただ、もともとこの部会に求められてきているのは仕組みだったんですよ、諮問されているのは。意見表明権を確保する仕組みについてというのが最初、この部会でいただいている、諮問されているものなんです。だから、仕組みというのと取組というの結構、差があるんですね。

仕組みというのはなぜ必要かという、むしろ後者、社会参画していくときに、例えば学校で参加していくとか、あるいは市民として子どもが参加していくときには、やはり仕組みが必要になるんですね。そういう仕組みをどうつくるかという。

特に後者の仕組みとして、今日、僕が資料として皆さんにお渡ししているのは、今、各自治体がどんな仕組みをつくり始めているか。一般的には会議体ですね。子ども会議とか若者会議みたいな会議体でやる場面が多くなっているんですね。しかも、それは、どちらかという、まちづくりに参加する子ども会議、まちづくり型。社会参画といっても、自分のまちを自分たちでつくっていこうという社会参画なんですね。

この朝日の1面トップでこの記事が載ったのは、なぜかという、この愛知県新城市の若者会議は1,000万円の予算議決権持っている子ども会議、若者議会なんです。つまり、自分自身でまちをつくるために予算もつけますよ。

今、各自治体でどのくらい予算つけているかという、2枚目でして、これ、この前、小金井市で自治体シンポやったときに、全体会で報告してくれた土肥君という若者なんです。まだ28歳の若者なんですけど、なかなか元気がいい子で、卯月研究室で全国調査をやったんですね。子ども会議や議会の全国調査をやっているんですけども、47の事業が子ども、若者の提案、提言の実現のための予算を確保と書いている。つまり、相当数、かなり40以上の自治体が子ども会議に予算をつけているんですね。

だから、まちづくりといっても、意見を言うだけじゃなくて。昔の川崎市でやったときの子ども会議は意見提言型の子ども会議といって、その意見を市長に言って、市長が市政に生かしていくという意見提言型の子ども会議だったんですが、だんだん子ども会議が各自治体増えてきていて、意見を言うだけじゃ駄目だと。やっぱり自分で参加し、実現しなきゃいけないんだということで、結構まちづくり型の子ども会議に今なってきたんですね。これが一応データとして全国的には動いているということ。

それから、ちょっと珍しい動きが今度、中野区なんですね。中野区は小学校、中学校にそれぞれ予算をつけて、子どもたちが決める。小学校で20万、中学校で30万ですか、全体で600万以上の予算を年間、中野区は予算を下ろして、小中学校にそれぞれ、子どもたちがその予算を決定して学校づくりですね。自分たちの学校をつくるための予算を出すというようなやり方になっているんですね。結構面白い。そういう社会参画のほうは結構仕組みがあると、子どもたちも前へ行けるので。

ですから、今回、小金井市でも本当は仕組みを条例で定めていけばよかったんですけど、残念ながら条例には仕組みがないんですよ。参加を助長する意見表明を推進していくということでの条文はあるんですけども、具体的な仕組みを持っていな

いので。ですから、意見表明権を確保するための仕組みというのが最初、私たちこの会議に部会の役割として提示されていたので、そこはやはり今後、社会参画の側の仕組みとして検討してもらっていいんじゃないかと。

ただ、いきなりすぐというわけにいかないのが、最終的には条例化しないと駄目だと思うんです、仕組みは。でも、今すぐできるやり方としては、僕、この前、児童館の人たちと研修をやって、4館かな、児童館が。そのうちの1館が夜間、中高生も使える児童館になってきているんだと思うんです。でも、スタッフの数が足りないの、それ以上はできないけど、児童館あたりが一つの核になって、子ども会議ができるといいなど。

大分前に、児童館を拠点とした子ども会議をつくったのが、ゆう杉という杉並区なんですね。

長野の茅野市もCHUKOらんどチノチノという、これは児童館やっている子ども会議ができて。

だから、今ある施設をうまく利用しながら、スタッフ若干増やさなきゃいけないけど、やれるのは、児童館から子ども会議をやっていくということはあるんじゃないかと思うんですね。

水津部会長

論点を整理しますと、一つ言っている、子どもの意見が言えるということと、あと子どもがどう参画できるかということがあって、事務局案の説明にもあったように、ただ意見を聞きただけで終わってしまっただけでは、それは何もならないので、その意見を言うことで何かを変えるような体感ができることで子どもの自治を育てるという意味が、私は自己肯定感という言葉で片づけられるのはちょっとどうかなと思ったので、子どもの自治の参加というか、自治のための何かがあるだと。

喜多委員

それが具体的には予算なんですよ。子ども会議が予算を持つことで。

水津部会長

まあそこまでいかないですよ。

喜多委員

つまり、自分の意見を言って市にやらせるという意見だけ提言しているんじゃ、市は無視したらアウトなんです。川崎も結局、意見提言出しても市があまり動かなくて、だんだん子ども会議は衰退していったんですね。だから、提言型というのは限界があるんです。自分たちがやれるために予算も持つということだと思っ

亀山委員

この間のアンケートの後ろに、皆さん、どんなことを希望しますか、どんなことが小金井市であつたらいいなというのが書かれていたんですけども、図書館の充実とか、結構あつたんですね。今、中学生、高校生が図書館で勉強するときに、どこに集まるかという、貫井北センターなんですね。それはなぜかという、きれいだから。なおかつ、何となく話し声が聞こえる中で、自分たちが勉強するというのに、あまり静かでもできないみたいなことを聞くので。だから、小金井市の図書館というのは、本当に本館をはじめ、どうしたんだろうって思うぐらいの感じなん

ですね。  
だから、子どもたちの意見を聞くと本当に、親もそうですけど、そこから、もっと変えてほしいなって。勉強する場があまりないんですよ、公なところで。公民館もありますけれども、公民館の部屋というのは、高齢者から老若男女いろんな人

が使って、本当に部屋も取れなくなっている。

何か今、本当に箱物を嫌う文化が小金井にはあるんですけど、なかなか新しくならない、きれいにならないというのがあるから、子どもたちの本当そういうところの意見を聞いて。

水津部会長 それは市政に対する意見ですよ。図書館の改良とか、学習室の充実ということですよ。

亀山委員 そうなんですけど。だから、後者の仕組みみたいところで、子どもが意見が言やすい。何の意見でもいいのであれば、子どもの意見が変わってきますでしょう。学校だったら学校の中のことで、自分が困っていることを意見箱に入れたりとか。

どこにどんなふうに意見を自分が言いたいところと言える場所が見当たらない。

水津部会長 それは前者だと私は思うんですよ。後者の言っているのは、例えばだけど、子どもたちが意見を言って、それをちゃんと議論して、結局やりたいこと、言いたいことだけを言っているだけじゃなくて、人の意見も聞いて、その中で何が実現できるかとか、この部分は、じゃ、こうやってやれるんじゃないかとかという議論をするところまでがセットの子どもの意見だと思うんです。そういうものを仕組みとしてどこかに持てるような提言ができたらいいなと私は思っていて、それが喜多先生のおっしゃる児童館を中心にしたもの。

喜多委員 実際に新城市で1,000万をどういうふうに使ったかという、図書館の改築なんです。子どもたちが図書館改築プランを出して1,000万の改築やろうとしたら、図書館の司書さんたちから猛反対食ってね。図書館のこと、よく分かっていないといって大論争になったというのが新城の。

でも、なぜそういう子どもたちが図書館問題やるか。要するに、まちづくりなんですよね。

なぜ新城が1,000万も出したかという、消滅可能性自治体として愛知県の県下でリストされたんですね。東京では豊島区がやられたんですよ。消滅可能性自治体。つまり、もう10年後、20年後には、少子化で地域が減びてしまうと。それが慌てて市長はその若者会議で、若者たちが自分たちのまちを自分たちでつくるような取組をすることによって、何とか消滅を免れようというね。

だから、議論することが大事だと思うんです。子どもたちも、まちをつくる。自分たちのまちの図書館なんだから、その予算を持っているからこそ、図書館いろんな渡り合えるというね。それがすごく大事だなと思うんです。

結果は聞いていません。でも、結構、随分いろんな改築やっていったようですね。

亀山委員 ある中で、どういうふうによくしていけるかということ子どもたちと、司書さんたちとか大人が考えて、よい方向に向かっていく意見交換というか、できていけばいいわけですね。

水津部会長 そうすると、有効な子どもの参画というものが実現できるなと思うんだけど、具体的に入れ込むものは難しいにしても、子どもたちがちゃんと自分で参画して何かをきちんと形にできるような仕組みをどこかにつくっていくべきだということはあると思うんですよ。

喜多委員 その本格的な議論は子ども・子育て会議のほうで引き取ってもらうということ

しょうね。

水津部会長

それを今後、実現できるようなプランにしておけば、ここにあることを実現するためにということが可能になってくるので、そのためにプランの中に、子どものただの意見を聞くじゃなくて、子どもが自治に参加する、参画するということを何か入れることが重要で、そういう意味でいくと、今つくっているプランの中に何かしら、そういう基準を入れていくということが非常に重要で、それが私たち、この子どもの権利部会の役割だなど思うので、ぜひそのところは意見として上げていけたらなと思います。

子どもたちが、やっぱり自分で意見を言って、言いつ放しにならないことの経験も必要だと思うんですよ。まちの中全体を見たときに、ああ、でも、これが欲しいと思ったけど、やっぱりこれよりもこっちのほうが重要だなって、みんなて思って話し合うとか、そこの部分の順位をつける、優先順位ってどうやってつけるんだろうということを体感するとかということが、それが子どもたちの自治につながるんですよ。自分の思ったことが実現できてよかったということではないと思うんですよ。

小峰委員

この間、オンブズもそうですけど、公園会議も、子どもの意見を聞くために、今回いろんな子どもを集めてというのをやっていて、それもすごく子どもの意見という意味ではよかったと思うんですけど、やっぱりそれをやる仕掛けの人が必要で、それは絶対に盛り込んでほしいというか。子どもたちを集めて議論だけすればいいではなくて、いいファシリテーターの人がつかないと、子どもたちも集まってこない。公園も、ただ造るだけじゃなくて、やっぱりその中で遊ぶためのファシリテーターがいれば、遊具もなくてもいいんじゃないかって話をかなりしたんですけど。

喜多委員

今、全国的に、そういう子どもの意見表明を支えていく支援者のいろんな活動が今、始まっているんですね。厚労省が始めた制度がアドボケイトという制度なんです。これは意見表明支援員という認定資格を持って、アドボケイトというのが主に社会的擁護の現場、児童養護施設とか一時保護所みたいなところにアドボケイトが入って、子どもたちの意思を確認する。つまり、ふだん言えない立場の子どもたちで、場合によっては意見を代弁するというような機能も含めて、これはこの4月から発足した制度で全国的に、任意制度なんですけど、今、全国展開が始まっています。

それから学校のほうで非常に今注目されているのが、カタリバという、認定NPO法人が今、全国でいうと300校、中学、高校に入っています。これは、さっき言った校則改善で、生徒会とか子どもが、生徒が、生徒の意見表明で校則を見直すというのは生徒指導提要に書いてあって、学校もやらざるを得ないんですよ。生徒の意見表明を支援するのがカタリバなんです。

ルールメイキングという、その校則をどうやってつくっていくかということを民間団体で支えていく、これが結構、学校現場も頼りにして、入り始めている。学校づくりに子どもたちの意見が入るように、カタリバが入っている部分があるんですね。

そういう民間団体の立場での意見表明支援と、それから公的な支援は福祉中心に



入っている。民間ではファシリテーターという形で、昔から子どもの参加を支えていくスタッフを養成しようということは私たちもやってきました。

かつて川崎市が条例をつくって子ども会議を始めたときには、ファシリテーター養成講座というのは市がやっていました。カリキュラムをつくって、僕も何回か講師をやらされたんですけどね。そういうふうに自治体で、意見表明支援員を広く募集して養成していくということはあり得るんじゃないかと思いますね。

亀山委員  
喜多委員  
亀山委員

東京都のファシリテーターの講座がありましたよね。

都としてもやっていますね。

それを受けたことがありますけど、その頃は、まだファシリテーターというのは、あまり広まっていなくて、地域とどのように関わっていったら、予算がこれぐらいあったらどういうふうにしていくかというような話ぐらいで、その実践を三鷹でやったことがあるんですけどね。だから、地域と結びつける、何かしたい人たちと結びつけていくという、そういったものでしたけれども。

喜多委員

そうですね。やっぱり、こども基本法が大きいんですよ。政策を立てたり、実施したり、あるいは評価するときには必ず子どもの意見を聞きなさいという、そういう義務づけの規定が11条にできたために、自治体としても、どういうふうに、じゃあ意見を反映するかと。

この前、白井市長が自治体シンポで、その意見を反映するにはどうしたらいいかってやったんですよ。今、本当に子どもたちの意見をいかに反映するかというところが問われているんですね。

そのための支え手、支援者を今養成しなきゃいけないというのは、まさにそこがポイントだと思うんです。子どもは、待っていても意見を言わないと思うんです。やっぱり大人の側がいろんな支えていくことが今、大切な時代だと思いますね。

水津部会長

今の行政の仕組みの中で何か新しいことということだけじゃなくて、支援者ということも含めて、そういう新しい仕組みをつくって、子どもの意見をきちんと表明して、参画できるようなシステムづくりをしていくことを一つのプランの中に入れてほしいという皆さんの御意見ですよ。子どもたちが意見を言いっ放しだけじゃなくて。

それも必要だし、最初のほうにあった、言えない子どもたちの意見をどう取るかということとかも、今、学校も行けない子どもがかなり多くなっている中で、学校に行っていない子どもたちの意見をどう取れるのかとか、どこに参画できるのかということも重要ですし、昔も子ども議会とか生徒会中心でやることはあるけれども、そこが、子どもたちの全ての意見かというのと、その部分の疑問ももちろん残る。いろんな子どもたちの意見がきちんとできるとか、そこに参画することで、意外な子どもが活躍をして、すごく伸びることって絶対あると思うんですよ。

昔、ふだんは生徒会とかには関わらないような子が、応援団とか、実行委員長とかなると、物すごくきちんとみんなが参加して盛り上がるとかというような経験があったと思うんですよ。何かそういうことを市政の中にも反映して。

今、大人が政治とかに無関心で、何をしてもそんなに変わらないだろうって、みんな思っている。でも、それは子どものうちから、そういうことで変えられるとか、

こうやるんだとか、考えるんだとかということの体験が圧倒的になかった結果が、こういうことになっていると思うんですね。そこを少しでも今の段階で制度としてつくっていくことができれば、何かすばらしい小金井のまちになるんじゃないかと。

喜多委員

今のお話でいうと、不登校の子どもや、それから障がいのある子どもや、あるいは外国にルーツのある子ども、様々に、やっぱり意見を出しにくい立場の子どもたちの意見表明支援というところはまさに仕組みがないと難しいですから、そこも考えてもらうということが大事じゃないですかね。

小峰委員

どうやってやるんですかね。

喜多委員

それは親会議に任せますか。

亀山委員

児童館をおっしゃったでしょう。東児童館は夜間までやっていますよ、18歳の。そこで何かふらっと、あそこの児童館の前の広場のところに立っている子がいて、その子はきっと、どこにも行けなかったのか、何げなくそこにじーっと立って、児童館の先生が「どうしたの。来たか？」というふうに声をかけるという、そんなシーンがあったんですけど。だから、児童館の仕組みも子どもたちに広く知ってもらったら、18歳の子たちまで、夜間がここはやっていますよと、音楽活動はここで部屋がありますよって、そういうことも同時に広げていくと、小金井にはいろんなものがありますから、それを知ってもらって、子どもたちがそこに行ける。そこで、学校に行けない子たちが親子でも、部屋にいたりすることもあるので、そういうふうにもいろんなところに行って受け入れてもらえるんだということを経験することも大事だなんて思うので、それも同時に、オンブズパーソンということもそうですけど、児童館にはこんなふうな場所があって、いやすいんだよという、そういうふうなメッセージも届けられたらいいのかなという気がしますね。

水津部会長

児童館は4館で、特に夜間の使用が厳しい館というのもあるんですね。住宅街ですから。そういうところを考えると、児童館というのが今4つあって、ばらばらだからいいとは思いますが、むしろ私は、中学校区が5個なので、そこを中心に、児童館が使えるなら使ってもいいけれども、それ以外の場所とかでも、何か中学校区に一つ、子ども、中高生なりの居場所のようなものがあるのが理想だなと。最低でも、そのぐらいはあったらいいなとは。

亀山委員

児童館もね。直営の場合は、どうしても職員さんのローテーションがあって、なかなか夜までいられないという。図書館もそうですが、早くに開けられないとかというのがありますよね。だから、そこら辺の兼ね合いもあるので、難しいんだろうと思うんですね。委託になると委託になったで、またそのときに、何で市が全部やらないんだという声が出てきたりとかしますでしょう。だから、朝早くから夜遅くまでという対応が難しいけれども、それを何とかクリアして、朝から夜まで子どもたちの居場所をつくれるような仕組みがあったらなって思いますけど。

水津部会長

児童館という建物だけに固執しないほうがいいなと思っていて、例えば民間でどこか貸してくれるところがあれば、そこでもいいわけじゃないですか。その中学校区に1個あればね。児童館がもちろん理想ですけど、やっぱり、どう考えても、うちの近所の緑児童館なんかは夜間に中高生が来るなんていうのは、恐らく認められ

ることではないと思うので。

小峰委員 仕組みというのは、どのレベルぐらい。やんわりとした、もしくは、さっきお話あったように。

喜多委員 いや、少なくとも、取組って言っちゃうと、一過性というか、イベントとか、活動の具体的な中身が取組という形になってくる。仕組みというと、制度を含んでいるとか。だから継続的に、まず箱物があったり、ちゃんとそこに人が配置されていたり、そういうことでの参加ができるということと、一過性で何かお祭りをやったり、何かトークショーをやったりというときの意見表明とは、ちょっと違うんですよね。常時、居場所で、たまれるような場所があって、そこで子どもたちが意見をきちっと話し合えるような場が、仕組みとしては、あったほうがいいと。それが子ども会議みたいなものなんですね。

昔は子ども議会というのがあったんだけど、これ子ども、評判悪いんですよ。議会という言葉を使うと嫌だということで、子ども会議になった。

小峰委員 何かコミュニティ・スクールだったり、地域と学校でって今、一生懸命やり始めている時期なので、そういうのに学校区で、逆に、子どもの意見表明みたいな形で入れられると、うまくできるのかななんて、ちょっと思いながら。

喜多委員 三鷹市はコミュニティ・スクールに子ども参加を加えた学校管理規則の改定をしたんですよ。だから、もう全校のコミュニティ・スクールには子どもも運営に参加するような仕組みを、まさに仕組みをつくっちゃっているんですね。

小峰委員 それは、とてもいいですよ。逆に小金井がやってもいいんじゃないかなと。

喜多委員 いや、もちろん、もちろん。

水津部会長 そのぐらいなら、すぐできそうなのに。

喜多委員 それは教育委員会さん次第。

水津部会長 そう、そこなんです。やっぱり子ども施策といったときに、教育委員会と子ども家庭部があるので、そこをちゃんと共有して協力しながら、子どもたちの意見をきちんと参画できるような場所をつくるということをやらないと、いつまでたってもそこは平行のままなので、これ継続するのかどうかあれだけど、「小金井を変えちゃう人の会」を昨年やったときは、教育長と子ども家庭部長が協力して、地域の中学生と会議を行ったものなんです。だから、ああいう形で小金井の子どもたちのためにどういう場をつくるのかということについて、ちゃんと協力しなきゃいけないよみたいな感じにならないかなと思っていますよね。

小峰委員 大事ですよ。結局、いじめもそうです。教育委員会だから、オンブズどうすればいいんだろうみたいな話になるし。

喜多委員 とにかく縦割りという。つまり子ども条例とか子ども施策を総合的に推進していくとしたら、当然その推進する部局も、子ども局とか子ども部という形で、教育委員会も含めて、子どもの問題を1つの局にするのが理想なんですよ。子どもを総合的にやっていくならね。

だけど、国だって、こども家庭庁あるけど、やっぱり文科省や厚労省のことをこども家庭庁が全部やるわけにいかない。あれは調整庁ですからね。だから縦割りの問題をちゃんと解決しつつ、子どもの施策を総合的に推進していくことをね。

小金井も条例つくったので、できるだけ組織も横割りにどんどんしていくということが大事だと思いますね。

亀山委員 子どもの意見を言う場所というところがネックですよ。どこで子どもが本当に自分の言葉を表明できるのかという場所が大事ですよ。

水津部会長 子どもが意見を持って参画できる仕組みづくりを推進するというものと、いろんな意見を言いにくい子どもたちのための意見を拾い上げる仕組みもつくるという、この2つは入れてもらう話かなというふうには思いますね。

喜多委員 大体今日は、そんなところかな。あとは教育委員会も加わってもらって話を進めない。

水津部会長 そうですよ。何か本当、理想だけど、学校予算とかで、生徒会予算に毛が生えたものかもしれないけれども、その中でさっき言っていた、いろんな意見をアピールしたり、議会の予算委員会じゃないけど、何かそういうものができたりとかして、それを勝手に学校でやらすんじゃないで、ファシリテーター的な人がちゃんと支援しながらみたいな形ができるといいですよ。その支援みたいなことも入れられるなら入れたい。支援員というかな。

小峰委員 両方ですね。両方ないと、やっぱり成り立たないので、うまく活用して。

水津部会長 だって、先生にそれを押しつけたって、無理に決まっているじゃないですか。

小峰委員 もう全然できないと思います。

喜多委員 可能性があるのはソーシャルワーカー。スクールソーシャルワーカーは全校配置されている？

水津部会長 全校配置されていますよね。

小峰委員 でも、週に1回とか週2回なんですよ。

水津部会長 ああ、そうか。常設じゃないのか。

喜多委員 派遣で来ているの？

小峰委員 はい。2年とか。

喜多委員 だから、要するにきちっとカウンセラーと同じように配置型でいかないと、ソーシャルワーカーも、ちゃんと役割を果たせないと思うんですね。

小峰委員 1人の人が何校も持っている感じですね。

喜多委員 そうそう。だから、小中一緒ですね、学区でね。両方またいで何校もやっていますからね。

亀山委員 養護の先生と連携を取りながらという形をよく見ますよね。そちら側から先生が、どうでしたかって先生にまた聞いてというふうな感じですよ。

水津部会長 これは教育委員会とも、いつか懇談をできれば。

一応、議題の2については、今日の議論もここまでということで、事務局から。

鈴木係長 議題2についても、来週の本体会議ので、今日出た御意見といいますか、のびゆく子どもプランの策定に向けて、こんな方向で考えていきたいですというものを部会の意見としてお伝えしようと思います。

水津部会長 ありがとうございます。たくさん意見が交換できてよかったかなと思います。

それでは、議題3のその他のところですけども、何かございますでしょうか。

鈴木係長 皆様にも御案内させていただきましたが、次回の子どもの権利部会は、7月10

日の午前10時30分から開催をさせていただきます。今週中に正式な御通知差し上げたいと思います。場所は前原暫定集会施設の会議室が取れましたので、そちらも御通知のほうに地図と併せて御案内をさせていただければと思います。

水津部会長

ありがとうございます。では、少し話をまとめていただいて、28日の本体会議のほうに御報告した上で、また皆さんの意見も伺いながら、もう少し具体的になるように、7月の会議で詰めていきたいかなと思います。

本日は以上になりますが、大丈夫でしょうか。

では、お疲れさまでした。ありがとうございました。